

介護保険料のお支払いについて

●1年6カ月以上滞納すると
②保険給付が
一時差し止められます

さらに滞納が続くと、利用者負担は全額自己負担になり、申請しても9割分が払い戻しされなくなります(保険給付の一時)

①支払方法が
変更になります

介護サービスの利用者負担は1割から10割になり、9割分は後で市から払い戻しを受けるための申請が必要になります(保険給付の償還払い)。

●第1号被保険者(65歳以上)の場合
●1年以上滞納すると

皆さんから納めていただく保険料は、介護保険を支える大切な財源です。保険料の納付にご協力をお願いします。納付期限から1年以上、特別な事情がないのに介護保険料を納めていない人は、滞納期間に応じて次のような保険給付を制限されますのでご注意ください。

介護保険料の納め忘れ・滞納にご注意ください！

●2年以上滞納すると

③利用者負担が
引き上げられます

保険料未納期間に応じて、利用者負担額が1割から3割に引き上げられます。また、高額介護サービス費(1割の利用者負担が高額になり、一定額を超えた場合に支給される費用)の支給が受けられなくなります。

この措置は現在サービスを受けていない場合でも、将来介護サービスを受けるときに適用になります。

※滞納が2年以上続くと、介護保険料をさかのぼって納めることができなくなりますのでご注意ください！

差し止め)。保険給付が一時差し止めになっても保険料を納付しない場合には、差し止められた保険給付額が滞納保険料に充てられることとなります。

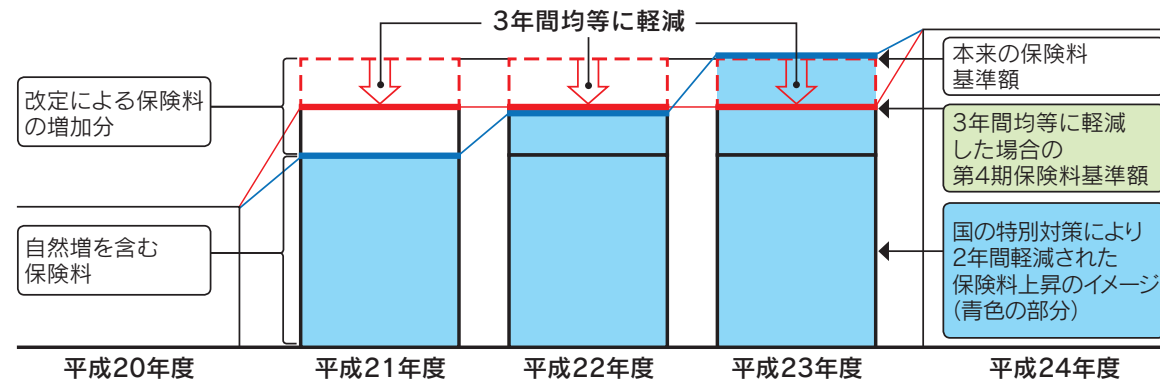
介護報酬改定(プラス3%)に伴う保険料上昇分が軽減されます

平成21年4月から介護に従事する人の処遇改善のために、介護報酬改定(プラス3%)が行なわれました。この改定が反映され、介護保険料も上昇しますが、急激な上昇とならないように国の特別対策による軽減措置が実施されます。

国の特別対策により軽減されるのは、改定による平成21年

度の保険料上昇分の全額と、改定による平成22年度の保険料上昇分の半額ですが、わたしたちの市では、平成21年度～平成23年度の3年間の改定による保険料の上昇分を均等に軽減し、第4期保険料基準額を本来の基準額より低く設定することとしました。このことにより、平成21年度～平成23年度の保険料は、所得段階に変更がなければ3年間同額となります。

■改定による保険料の上昇分を3年間均等に軽減した場合のイメージ



介護保険制度、高齢者福祉に関するご相談は…
高齢者支援課 高齢者保険班(西合志庁舎) ☎242-1109

高齢者に関するさまざまなご相談は…
合志市地域包括支援センター(西合志庁舎) ☎242-1124

みんなでできること

～ありがとうのあるまちに～



グループホームの家庭菜園で作業する皆さん

(1)近所付き合いの程度

一般高齢者	「あいさつをする程度」	48.2%
	「親しく付き合っている」	46.5%
若年者	「挨拶をする程度」	68.7%
在宅要支援・要介護者	「あいさつをする程度」	38.3%
	「付き合いはほとんどしていない」	36.1%
サービス未利用者	「あいさつをする程度」	42.3%

(2)地域の高齢者に対する支援についての考え方

一般高齢者	「近所に住むものとして、できる範囲で支援したい」	44.1%
	「支援をしたいが、自分の生活で精一杯でその余裕がない」	32.9%
若年者	「支援をしたいが、自分の生活で精一杯でその余裕がない」	38.9%
	「近所に住むものとして、できる範囲で支援したい」	36.5%
	「支援をしたいが、何をすればいいかわからない」	15.4%

(3)保健福祉施策の不满の内容

在宅要支援・要介護者	「在宅で介護をする家族に対する支援が少ない」	40.5%
	「在宅介護を支えてくれるサービスが少ない」	25.3%
	「介護してくれる施設がない」	25.3%
	「移送サービスがない」	22.8%
一般高齢者	「介護してくれる施設が少ない」	52.8%
	「在宅介護を支えてくれるサービスがない」	34.2%
	「在宅で介護をする家族に対する支援が少ない」	33.7%
	「緊急通報サービスがない」	31.2%
	「利用者が介護サービスを適切に選択することができる環境がない」	31.2%
	「認知症高齢者グループホームがない」	30.2%

※一般高齢者…介護保険の認定を受けていない65歳以上の人
※若年者…40歳から64歳の人

介護が必要になったり、寝たきりになっても、今までわたしたちの生活している地域を支えてきた一人であり、家族の一人です。まずは無関心でないこと、知らないふりをしないこと、そして行動することではないでしょうか。

在宅要支援・要介護者の36.1%が付き合いはほとんどしていない」と回答しています。そして一般世帯の17.1%が一人暮らし、もしくは高齢夫婦世帯です。お近くにごういった世帯はありませんか？最近お見かけしますか？話しかけたことはありますか？そして自分が介護になったとき、どんなまちだったら安心して暮らせるのか、考えたことはありますか？気づくこと、考えることは、お金の負担も極端な労力も必要ありません。できることは人によって違います。まずは自分のできることを行動に移してみましよう。

本市では、総合計画の1つの施策として「高齢者・障がい者の自立促進と社会参加」を掲げ、高齢者の皆さんの社会参加の促進、介護予防の充実など、支援体制の整備に努めています。

しかし、行政の力だけではなく、高齢者自身も自らの生きがい、趣味を見つけ、地域活動の中に加わってもらい、地域では高齢者の気持ちを理解し、見守る体制を作り上げていく。この支えあい、助け合いの精神が介護保険制度の根本的なものでもあります。

皆さん一人ひとりの力添えをいただいでいて、すべての高齢者がこの住みなれた郷土で、生きがいのある日常生活を営むことができるよう、環境づくりに努めていくことが大切なことです。

若年者「支援をしたいが、何をすればいいかわからない」……15.4%

地域の高齢者に対する支援の考え方 高齢者実態調査より